

図書館規程

第1条 明石工業高等専門学校（以下「本校」という。）に情報メディアセンター規則第3条の規定に基づき、図書館を置く。

（図書館長）

第2条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置き、本校教授又は准教授をもって充てる。

2 館長は、校長の命を受け、図書館の管理運営に関することを掌理する。

3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会）

第3条 図書館に図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 図書の充実とその利用に関すること。
- (2) 視聴覚資料の収集とその利用に関すること。
- (3) 研究紀要の刊行及び編集に関すること。
- (4) その他図書館の管理運営に関すること。

3 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 館長
- (2) 各学科及び一般科目の専任教員（助手を除く。）のうちから校長が委嘱した者 各1名
- (3) 学生課長
- (4) 情報図書係長

4 前項第2号の委員については、追加して各2名までとすることができる。

5 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任委員の任期は、前任者の残余の期間とする。

6 館長は、委員長となり委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員が職務を代行する。

7 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

8 委員長が必要と認める場合は、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

9 委員会の事務は、学生課において処理する。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関して必要な事項は、校長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から実施する。
- 2 この規程制定に伴い、次に掲げる規程は廃止する。

図書委員会規程（昭和42年4月1日施行）

研究紀要編集委員会規程（昭和42年4月1日施行）

図書館運営規程（昭和46年4月1日施行）

視聴覚委員会規程（昭和46年6月1日施行）

附 則（平成13.3.7）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14.3.19）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18.1.11）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19.2.14）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24.6.20）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成25.3.13）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26.3.18）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在任する第2条の規定による館長の任期は、同条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。